

「オンライントレード取扱規程」新旧対照表

平成24年7月9日

(下線部分変更)

新	旧
<p>第24条(捺印・届出印制度の廃止) 平成24年7月9日以降お申し込みの個人のお客様については第3条1項を次の通り読み替えるものとします。 「お客様は、本サービスの内容を十分理解し、当社所定の申込書に必要事項を記入し、署名の上、当社が指定する本人確認書類を添えて、当社に対し口座開設申込書を提出することにより本サービスご利用の申し込みを行います、かつ当社がこれを承諾した場合に限り、本サービスを利用することができます。」</p> <p>第36条(免責) (9)所定の手続による返還の申し出がなかったため、お預りした金銭又は有価証券を返還しなかったことにより生じた損害。</p>	<p>第24条(株券の保管) 当社が本サービスによりお客様からお預りする株券は、すべて株式会社証券保管振替機構(以下、「機構」とします。)の証券保管振替制度による保護預りとします。この場合、機構に届け出るお客様の氏名、住所、及び印影は、お客様が当社に対して届け出たものと同一であるものとします。 2. 当社は、事故株券その他の瑕疵ある株券については、保護預りをしないものとします。</p> <p>第36条(免責) (9)所定の手続による返還の申し出がなかったため又は印影が届出のある印鑑のものと異なるために、お預りした金銭又は有価証券を返還しなかったことにより生じた損害。</p>